

証券コード 7634  
2020年6月15日

株 主 各 位

東京都足立区入谷七丁目11番18号  
**株式会社星医療酸器**  
代表取締役社長 星 幸 男

## 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの第2波・第3波の感染拡大が懸念されておりますことから、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染状況にご留意頂き、本年は健康状態に関わらず株主総会へのご来場を見合わせて頂くことを含めて、ご賢察下さいますようお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2020年6月29日（月曜日）午後6時（営業時間の終了時）までに到着するようご返送頂きたく、お願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都足立区入谷七丁目11番18号  
当社本社会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項 議 案

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 取締役13名選任の件        |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件         |
| 第3号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止のためご出席の際は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮頂き、軽装にてご来場賜りますようお願い申し上げます。また当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様におけるアルコール消毒液噴霧のためのお声掛け等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。
3. 昨年まで株主総会にご出席の株主様にお土産をご用意しておりましたが、本総会より取りやめさせて頂くこといたしました。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.hosi.co.jp/>)に掲載させて頂きます。
5. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承下さい。
6. 当日当社では軽装（クールビズ）にてご対応させて頂きますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、比較的堅調な企業業績や雇用環境の改善を背景として、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしその一方で、米中貿易摩擦の長期化、中国経済の減速及び英国EU離脱問題等の不確実な海外経済の動向に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による経済や市民生活に与える影響は不可避となり、景気の先行きは予断を許さない状況となっております。

このような環境のもと当社グループは、医療・介護・福祉等に関わる顧客ニーズの多様化を視野に、状況に即した対応に努め、各種ノウハウの蓄積と営業力の強化を継続してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は10,878百万円（前期比0.5%増）、連結営業利益は1,037百万円（前期比20.1%減）、連結経常利益は1,075百万円（前期比18.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は734百万円（前期比15.6%減）となりました。

各部門の業績の概況は、次のとおりであります。

#### 医療用ガス関連事業

当部門は、医療機関数の減少、グループ病院の台頭、医療用炭酸ガス需要増加、療養型医療機関の医療区分変更による酸素使用量の減少、日帰り手術の増加等、処置や手術の技術進歩により術後のリカバリー時に使用する酸素等は減少となりました。公定価格が実質上の収益メリットとなりにくい環境のもと、配送コスト、原価を意識した製品価格の見直し、また医療用酸素ガス充填時にかかる電気料金の割引率の見直しを行うなど、ランニングコスト全般の見直しによる経費の効率化に取り組んでまいりました。

これらの結果、売上高は3,347百万円、前期比0.5%減となりました。

### 在宅医療関連事業

当部門は、国の施策である在宅医療への推進を受け、患者様と医療機関のニーズに対応すると共に、学会や病院内でのPR活動を通じ、きめの細かい営業活動を継続いたしました。「HOT」在宅酸素療法は微増となりましたが、「CPAP」持続陽圧呼吸療法と人工呼吸器においては、好調に推移いたしました。

また、次世代ヘルスケアとして国が掲げる「一気通貫で完結できる在宅医療実現」には情報通信機器を用いたさまざまな医療サービスが期待されています。そのような中、医療従事者と患者様の新しい懸け橋として、また、医師不足や遠隔地等、急速に高まる医療需要への対応として「オンライン診療システム」の提供を推進してまいりました。

これらの結果、売上高は4,551百万円、前期比3.2%増となりました。

### 医療用ガス設備工事関連事業

当部門は、医療用ガス設備工事におきましては、建設資材の高騰と人手不足による諸費用の上昇等により、新規・増築計画の延期、凍結に加え競合他社との競争激化等の要因により、大型物件の完成件数も少なく低調に推移いたしました。消火設備工事におきましては、消費税の関係から補助金交付が例年より遅かったため受注件数が減り年度末の完成物件も例年に比べ3割程度となりました。

これらの結果、売上高は1,100百万円、前期比20.2%減となりました。

### 介護福祉関連事業

当部門は、商品ラインナップの拡充を図り、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、医療・福祉系レンタル事業者への継続的な営業強化に努めたことなどから、介護福祉関連商品のレンタル及び販売は堅調に推移いたしました。

また訪問看護事業所は、地域へのPR活動強化による認知度アップとスタッフの増員など運営体制の充実が奏功し、順調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は716百万円、前期比5.2%増となりました。

### 施設介護関連事業

当部門は、有料老人ホーム「ライフステージ阿佐ヶ谷」（東京都杉並区）におきましては、24時間看護師在駐、地元医療機関との連携、イベントの開催や地元住民の方々との交流を通じて付加価値サービスの提供と、人材育成の体制をさらに強化いたしました。また、入居者様の多様性を把握したうえで、入居者様、ご家族様への「安心」「安全」をお届けし、入居率の向上に努めてまいりました。通所介護施設「あしつよ・文京」（東京都文京区）「あしつよ巣鴨」（東京都豊島区）「あしつよ王子」（東京都北区）は、今後の高齢者人口の増大を視野に、地元密着のサービスの提供と顧客サービスの多様化に応じ、稼働率アップに努めました。

これらの結果、売上高は335百万円、前期比3.9%増となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、2,075百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・千葉支店（建物）
- ・ライフステージ阿佐ヶ谷（土地・建物）
- ・容器
- ・在宅酸素療法用酸素供給装置等

## (3) 資金調達状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

国内景気の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の急速な世界的拡大の影響により、足元で大幅に下押しされており、世界的同時株安の発生や外出規制実施による経済活動停滞の影響が懸念されるなど厳しい状況にあります。先行きにつきましては、感染症の終息時期の見通しが立たず、厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある状況となっております。医療・介護・福祉業界におきましても新型コロナウイルス感染症により医療機関・施設のそれぞれの役割にさまざまな変化が訪れることが予想されます。また医師・看護師のあらゆる負担（機能改善・時間短縮・オンライン化）を減らせるサービスが求められます。

このような事業環境のなかで当社グループは、これからのニーズをお客様から学び、それにお応えするための企業努力と24時間サービス体制を持続できる人材育成と労働環境の整備に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

## (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (2016/4～2017/3)	第 44 期 (2017/4～2018/3)	第 45 期 (2018/4～2019/3)	第 46 期 (当連結会計年度) (2019/4～2020/3)
売 上 高(千円)	10,133,726	10,434,576	10,826,673	10,878,661
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	797,694	862,471	870,571	734,855
1株当たり当期純利益(円)	241.49	261.12	263.58	224.88
総 資 産(千円)	15,148,723	16,068,167	16,814,236	17,408,817
純 資 産(千円)	11,192,574	11,956,383	12,643,737	13,033,140

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (2016/4～2017/3)	第 44 期 (2017/4～2018/3)	第 45 期 (2018/4～2019/3)	第 46 期 (当事業年度) (2019/4～2020/3)
売 上 高(千円)	8,807,447	9,043,245	9,321,044	9,316,852
当 期 純 利 益(千円)	740,361	797,087	815,174	681,378
1株当たり当期純利益(円)	224.14	241.33	246.81	208.51
総 資 産(千円)	13,703,591	14,566,748	15,210,811	15,877,414
純 資 産(千円)	9,996,308	10,700,057	11,318,098	11,633,226

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除して算定しております。

## (9) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・エム・シー	10,000千円	100%	・各種医療用ガスの製造・販売
株式会社星医療酸器関西	80,000	100	・各種医療用ガスの販売 ・在宅酸素療法用酸素供給装置の据付、修理、保守、販売
株式会社星医療酸器東海	30,000	100	・各種医療用ガスの販売 ・在宅酸素療法用酸素供給装置の据付、修理、保守、販売
株式会社アイ・エム・シー	25,000	80	・各種医療用ガスの製造・販売
株式会社エイ・エム・シー	10,000	70	・各種医療用ガスの製造・販売

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (10) 主要な事業内容

当社は、各種医療用ガス、各種医療用機器、各種医療用消耗品等の製造、販売並びに医療用配管設備、在宅酸素療法用酸素供給装置の設計、据付、修理、保守、販売及びこれらに付帯する事業と、有料老人ホーム並びに通所介護施設、訪問看護・居宅支援事業所等の運営を行っております。

(11) 主要な事業所及び営業所

① 当社

支 店	千 葉 (千葉県千葉市) 名古屋 (愛知県小牧市)	福 岡 (福岡県福岡市)
事 業 所	東 京 (東京都足立区) 北関東 (群馬県伊勢崎市) 西東京 (東京都あきる野市) 栃 木 (栃木県鹿沼市)	神奈川 (神奈川県綾瀬市) 茨 城 (茨城県小美玉市) 東 北 (宮城県仙台市) 甲 府 (山梨県中巨摩郡)
営 業 所	南東京 (東京都品川区) 松 戸 (千葉県松戸市) 埼 玉 (埼玉県桶川市) 京 浜 (神奈川県川崎市) 横 浜 (神奈川県横浜市) 札 幌 (北海道札幌市) 岩 手 (岩手県盛岡市)	郡 山 (福島県郡山市) 長 野 (長野県松本市) 静 岡 (静岡県静岡市) 大 阪 (大阪府交野市) 尼 崎 (兵庫県尼崎市) 宮 崎 (宮崎県宮崎市) 鹿 児 島 (鹿児島県霧島市)
有料老人ホーム	ライフステージ阿佐ヶ谷 (東京都杉並区)	
通所介護施設	あしつよ・文京 (東京都文京区)      あしつよ巣鴨 (東京都豊島区) あしつよ王子 (東京都北区)	
訪問看護・居宅支援事業所	星医療酸器訪問看護・リハビリステーション巣鴨 (東京都文京区) 星医療酸器訪問看護・リハビリステーション阿佐ヶ谷 (東京都杉並区) 星医療酸器訪問看護・リハビリステーション王子 (東京都北区)	

② 子会社

会 社 名	本 社 所 在 地
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ム ・ シ ー	神奈川県
株 式 会 社 星 医 療 酸 器 関 西	大阪府
株 式 会 社 星 医 療 酸 器 東 海	愛知県
株 式 会 社 アイ ・ エ ム ・ シ ー	茨城県
株 式 会 社 エ イ ・ エ ム ・ シ ー	東京都

## (12) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
418名	11名増

(注) 従業員数は就業人員であり、パート108名と顧問1名は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
288名	1名減	35.8才	7.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート90名と顧問1名は含んでおりません。

## (13) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,262,724株  
(自己株式157,276株を除く)
- (3) 株 主 数 929名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
星 医 療 酸 器 取 引 先 持 株 会	491,360株	15.05%
ビービーフォー プライベート ロボティクス ストックファンド(閉鎖型 有価証券)	278,464	8.53
一 星 社 株 式 会 社	200,000	6.12
株 式 会 社 エ ム ・ エ ス ・ ア ー ル	192,400	5.89
星 幸 男	179,700	5.50
星 和 男	178,890	5.48
星 孝 子	110,360	3.38
星 昌 成	98,620	3.02
榎 本 誠	62,200	1.90
星 医 療 酸 器 従 業 員 持 株 会	60,747	1.86

- (注) 1. 当社は、自己株式157,276株を保有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。  
2. 持株比率は、自己株式(157,276株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	星 昌 成	
代表取締役社長	星 幸 男	
代表取締役副社長	榎 本 誠	購買部長
専務取締役	星 昌 浩	社長室長
専務取締役	星 垣 行 雄	営業本部長兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区統括 (株)ケイ・エム・シー代表取締役
常務取締役	額 狩 光 男	営業副本部長兼北海道・東北・岩手・郡山・栃木・千葉・茨城地区統括
取締役	小 林 茂	九州地区担当
取締役	石 田 明 己	介護・福祉機器事業部長兼施設介護事業部担当
取締役	鈴 木 康 之	(株)星医療酸器東海代表取締役
取締役	徳 永 大 輔	(株)星医療酸器関西代表取締役
取締役	早 水 和 博	医療設備事業部長
取締役	賀 集 映 二	管理本部長兼有料老人ホーム担当
取締役	八 木 雄 一	八木税理士事務所所長 八木コンサルティング株式会社代表取締役
常勤監査役	森 敏 浩	(株)アイ・エム・シー監査役 (株)ケイ・エム・シー監査役 (株)星医療酸器関西監査役 (株)星医療酸器東海監査役
常勤監査役	森 暁	(株)エイ・エム・シー監査役 (株)アイ・エム・シー監査役 (株)ケイ・エム・シー監査役 (株)星医療酸器関西監査役 (株)星医療酸器東海監査役
監査役	徳 田 孝 司	辻・本郷税理士法人理事長
監査役	石 尾 肇	石尾公認会計士事務所所長 監査法人MMPGエーマック代表社員 独立行政法人地域医療機能推進機構監事 独立行政法人国立病院機構監事 大樹生命保険株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役八木雄一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役八木雄一氏は、税理士の資格を有しており、相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役徳田孝司氏及び石尾肇氏は、社外監査役であります。
4. 監査役徳田孝司氏及び石尾肇氏は、税理士並びに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 八木雄一氏及び石尾肇氏は、「東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任  
2019年6月27日開催の第45回定時株主総会において、賀集映二氏及び八木雄一氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 2019年6月27日開催の第45回定時株主総会後の取締役会において、茂垣行雄氏は、営業本部長兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区の統括となりました。
- (3) 2019年6月27日開催の第45回定時株主総会後の取締役会において、額狩光男氏は、営業副本部長兼北海道・東北・岩手・郡山・栃木・千葉・茨城地区統括となりました。
- (4) 2019年6月27日開催の第45回定時株主総会後の取締役会において、賀集映二氏は、管理本部長兼有料老人ホーム担当となりました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	13名	518,850千円
監 査 役	4	24,480
合 計	17	543,330

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額は、報酬限度額を株主総会の決議（取締役については以下5項、監査役については以下6項）により決定しており、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役会の授権を受けた代表取締役及び取締役会長が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額277,170千円（取締役271,050千円、監査役6,120千円）が含まれております。
4. 上記には、社外役員2名への支給額2,700千円が含まれております。
5. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第25回定時株主総会において、月額5,000万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第35回定時株主総会において、月額400万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

取締役八木雄一氏は、八木税理士事務所所長で且つ八木コンサルティング株式会社の代表取締役であります。同税理士事務所、同会社と当社の間には特別な関係はございません。

監査役徳田孝司氏は、辻・本郷税理士法人の理事長であり、同法人と当社は2013年4月1日付で顧問契約を締結しておりますが、同氏は同契約に基づく業務は担当しておりません。

監査役石尾肇氏は、石尾公認会計士事務所の所長で且つ監査法人MMPGエーマックの代表社員並びに独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構の監事、大樹生命保険株式会社社外監査役であります。同事務所並びに同監査法人、同独立行政法人、同会社と当社との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	八 木 雄 一	社外取締役就任後に開催された取締役会9回中9回に出席いたしました。税理士としての専門的見識に基づき、取締役会において、適宜、必要な発言をおこなっております。
社 外 監 査 役	徳 田 孝 司	当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、監査役会には5回中5回に出席いたしました。公認会計士並びに税理士としての専門的見識に基づき、監査役会及び取締役会において、適宜、必要な発言をおこなっております。
社 外 監 査 役	石 尾 肇	当事業年度開催の取締役会には13回中12回に出席し、監査役会には5回中4回に出席いたしました。公認会計士並びに税理士としての専門的見識に基づき、監査役会及び取締役会において、適宜、必要な発言をおこなっております。

③ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 上記事項に対する当該社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、監査役会が、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断したときは、会計監査人を解任又は不再任とする決定を行う方針です。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

#### <業務の適正を確保するための体制>

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念の中でコンプライアンスに基づく企業活動を掲げると共に、取締役、執行役員、従業員を含め、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
- ② 取締役会は取締役会規程を定め、月1回開催を原則とし、必要に応じて随時開催し取締役間意思疎通を図ると共に、法令に従い相互に業務執行の監督をする。
- ③ 取締役の職務執行は、法令並びに監査役の監査方針に従い、監査役が監査をする。
- ④ 取締役会の下部組織として内部統制推進委員会を設置し、委員会は本方針に基づいた運用状況の確認と、改善を要する場合は関係部署を通じて改善措置を講じる。また、確認した結果及び改善を要する事項は定期的に取り締役に報告する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書管理規程に基づき記録し、保存・管理する。記録は文書保存及び保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ② リスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理体制の整備を支援すると共に、全社的なリスクの把握及び取組状況を監査し、結果を適時取締役会に報告する。
- ③ 各部門長及び使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善すると共に、自部門に内在するリスクの洗い出し、リスクの軽減に努める。
- ④ 工場の安全及び環境整備に関しては、安全対策のための基本方針及び事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な業務執行を執り行うため、業務分掌規程等によって、職務分掌を適切に定め、権限委譲を行い機動的な意思決定に努める。
- ② 適切な人事考課、充実した社員研修を行い、社員のモラルを高めるように努める。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人は、法令及び就業規則・関係諸規程に基づき、企業理念・法令遵守・企業倫理に則った業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行う。
- ② 内部監査室は、コンプライアンス及び内部監査を担当し、「内部監査規程」に基づき各部門の業務監査・会計監査を実施し、不正の発見、防止及びその改善を図ると共に、監査結果を報告する。
- ③ CSR推進本部と人事部は、連携してコンプライアンスの周知徹底を図るために定期的に社員研修を実施する。
- ④ 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築を図る。

#### (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の連結子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議を実施する等、適正な子会社管理に努める。
- ② 子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- ③ 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
- ② 使用人の異動・評価は、監査役の同意を得ることとする。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員、使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役、監査法人は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。また、内部監査部門と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ② 監査役会は代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

＜業務の適正を確保するための運用状況の概要＞

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
- ② 監査役会を5回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査しました。
- ③ 内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を念頭にしつつ、経営基盤の強化及び今後の事業展開等を勘案し、将来的な企業価値向上に資する内部留保にも努めることを基本方針としております。

当社の配当決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので、当期の期末配当等につきまして、2020年5月29日開催の取締役会において次のとおり決定を行っております。

< 期末配当に関する事項 >

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1 株につき金 25 円 総額 81,568,100 円  
(既に実施済みの、中間配当 1 株あたり 25 円と合算し、年間配当 50 円)
- (3) 決議日  
2020 年 5 月 29 日
- (4) 効力発生日  
2020 年 6 月 30 日

< 剰余金の処分にに関する事項 >

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 500,000,000 円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 500,000,000 円

---

※ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>9,938,063</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,154,090</b>
現金及び預金	7,437,834	支払手形及び買掛金	1,822,412
受取手形及び売掛金	2,302,568	リース債務	493,932
商品及び製品	46,067	未払法人税等	200,213
未成工事支出金	22,477	賞与引当金	115,836
原材料及び貯蔵品	41,738	その他	521,696
その他	92,363	<b>固定負債</b>	<b>1,221,586</b>
貸倒引当金	△4,985	繰延税金負債	11,538
<b>固定資産</b>	<b>7,470,754</b>	リース債務	439,768
<b>有形固定資産</b>	<b>5,635,816</b>	役員退職慰労引当金	737,580
建物及び構築物	1,076,725	長期預り保証金	5,203
機械装置及び運搬具	51,935	その他	27,496
工具、器具及び備品	323,391		
土地	3,323,904		
リース資産	853,316		
建設仮勘定	6,544		
<b>無形固定資産</b>	<b>16,781</b>		
ソフトウェア	7,367	<b>負債合計</b>	<b>4,375,677</b>
電話加入権	9,091	<b>純資産の部</b>	
その他	322		
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,818,155</b>	<b>株主資本</b>	<b>12,638,831</b>
投資有価証券	862,421	資本金	436,180
長期貸付金	640	資本剰余金	513,708
長期前払費用	1,193	利益剰余金	12,048,418
退職給付に係る資産	243,312	自己株式	△359,474
繰延税金資産	224,002	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>195,261</b>
その他	488,366	その他有価証券評価差額金	148,755
貸倒引当金	△1,781	退職給付に係る調整累計額	46,506
		<b>非支配株主持分</b>	<b>199,047</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>13,033,140</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,408,817</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>17,408,817</b>

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,878,661
売 上 原 価	5,344,065
売 上 総 利 益	5,534,596
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,496,974
営 業 利 益	1,037,622
営 業 外 収 益	51,689
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,337
受 取 保 険 金	14,966
そ の 他	16,385
営 業 外 費 用	14,064
支 払 利 息	8,824
そ の 他	5,240
経 常 利 益	1,075,247
特 別 利 益	19,078
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	18,704
雑 収 益	374
特 別 損 失	42,925
固 定 資 産 売 却 損	421
固 定 資 産 除 却 損	32,954
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	9,550
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,051,399
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	380,337
法 人 税 等 調 整 額	△69,290
当 期 純 利 益	740,352
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	5,497
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	734,855

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	436,180	513,708	11,494,215	△201,450	12,242,653
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△180,652		△180,652
親会社株主に帰属する当期純利益			734,855		734,855
自己株式の取得				△158,024	△158,024
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	554,202	△158,024	396,178
当連結会計年度期末残高	436,180	513,708	12,048,418	△359,474	12,638,831

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	181,268	24,749	206,017	195,066	12,643,737
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△180,652
親会社株主に帰属する当期純利益					734,855
自己株式の取得					△158,024
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△32,513	21,757	△10,756	3,981	△6,774
連結会計年度中の変動額合計	△32,513	21,757	△10,756	3,981	389,404
当連結会計年度期末残高	148,755	46,506	195,261	199,047	13,033,140

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

連結子会社は、(株)エイ・エム・シー、(株)アイ・エム・シー、(株)ケイ・エム・シー、(株)星医療  
酸器関西、(株)星医療酸器東海の5社であります。

##### 非連結子会社の状況

非連結子会社は、1社であります。

##### 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び  
利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため  
連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社 1社

関連会社 1社

##### 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び  
利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす  
影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。

##### その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資  
産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）に  
よっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下  
による簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価  
切下げの方法により算定しております。）

貯蔵品……………最終仕入原価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法によっております。  
(リース資産除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル用資産（工具、器具及び備品）は、定額法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産…………… a. 自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
b. のれんの償却は、5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度で一時に償却しております。
- ③ リース資産…………… a. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。  
b. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

売上高（工事関連売上高）は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更

当社は、当連結会計年度において昨今の経済情勢等を踏まえ、役員退職慰労金規程の見直しを行いました。この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益が、268,290千円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,266,022千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,420,000株

## (2) 配当金に関する事項

### ① 連結会計年度中に行った剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	99,083	30	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	81,569	25	2019年9月30日	2019年12月6日

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	81,568	25	2020年3月31日	2020年6月30日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、財務部及び経理部が全ての取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部及び経理部が適時に支払計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	7,437,834	7,437,834	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,302,568	2,302,568	—
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	200,784	200,469	△315
②その他有価証券	657,896	657,896	—
資産計	10,599,083	10,598,767	△315
(1) 支払手形及び買掛金	1,822,412	1,822,412	—
負債計	1,822,412	1,822,412	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはそのほとんどが短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	3,740

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,933円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	224円88銭

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	8,575,980	<b>流動負債</b>	3,114,959
現金及び預金	6,440,315	支払手形及び買掛金	1,995,282
受取手形	201,168	リース債務	415,135
売掛金	1,778,844	未払法人税等	189,406
商 品	31,438	賞与引当金	89,623
未成工事支出金	22,257	その他の	425,512
原材料及び貯蔵品	13,593		
その他の	89,787		
貸倒引当金	△1,426		
<b>固定資産</b>	7,301,433	<b>固定負債</b>	1,129,228
<b>有形固定資産</b>	5,470,432	リース債務	358,948
建物	1,024,235	役員退職慰労引当金	737,580
構築物	52,470	その他の	32,699
機械及び装置	34,349		
車両運搬具	13,738		
工具、器具及び備品	306,587		
土地	3,323,904		
リース資産	708,601		
その他の	6,544		
<b>無形固定資産</b>	16,558	<b>負債合計</b>	4,244,188
ソフトウェア	7,367	<b>純資産の部</b>	
その他の	9,191	<b>株主資本</b>	11,479,815
		資本金	436,180
<b>投資その他の資産</b>	1,814,442	資本剰余金	513,708
投資有価証券	790,921	資本準備金	513,708
関係会社株式	225,031	利益剰余金	10,889,402
長期貸付金	640	利益準備金	19,810
繰延税金資産	224,526	その他利益剰余金	10,869,592
その他の	573,349	別途積立金	8,590,000
貸倒引当金	△26	繰越利益剰余金	2,279,592
		自己株式	△359,474
		評価・換算差額等	153,410
		その他有価証券評価差額金	153,410
<b>資産合計</b>	15,877,414	<b>純資産合計</b>	11,633,226
		<b>負債・純資産合計</b>	15,877,414

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,316,852
売 上 原 価	4,822,294
売 上 総 利 益	4,494,558
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,685,696
営 業 利 益	808,861
営 業 外 収 益	202,200
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,787
受 取 保 険 金	14,966
そ の 他	169,447
営 業 外 費 用	21,250
支 払 利 息	6,294
そ の 他	14,956
経 常 利 益	989,811
特 別 利 益	19,078
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	18,704
雑 収 益	374
特 別 損 失	42,925
固 定 資 産 売 却 損	421
固 定 資 産 除 却 損	32,954
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	9,550
税 引 前 当 期 純 利 益	965,963
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	356,872
法 人 税 等 調 整 額	△72,286
当 期 純 利 益	681,378

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自 己 株	株 主 資 本 計	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益剰余金			利 益 剰余金 合計
当 期 首 残 高	436,180	513,708	513,708	19,810	8,090,000	2,278,866	10,388,676	△201,450	11,137,114
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△180,652	△180,652		△180,652
別 途 積 立 金 の 積 立					500,000	△500,000	—		—
当 期 純 利 益						681,378	681,378		681,378
自己株式の取得								△158,024	△158,024
自己株式の消却								—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	500,000	725	500,725	△158,024	342,701
当 期 末 残 高	436,180	513,708	513,708	19,810	8,590,000	2,279,592	10,889,402	△359,474	11,479,815

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	180,984	180,984	11,318,098
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△180,652
別 途 積 立 金 の 積 立			—
当 期 純 利 益			681,378
自己株式の取得			△158,024
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△27,573	△27,573	△27,573
事業年度中の変動額合計	△27,573	△27,573	315,127
当 期 末 残 高	153,410	153,410	11,633,226

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関係会社株式…………… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

貯 蔵 品…………… 最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産…………… 定率法によっております。

（リース資産除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル用資産（工具、器具及び備品）は、定額法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産…………… a. 自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

b. のれんの償却は、5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度で一時に償却しております。

##### ③ リース資産…………… a. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

b. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。  
なお、年金資産の額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産に計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

売上高（工事関連売上高）は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りの変更

当社は、当連結会計年度において昨今の経済情勢等を踏まえ、役員退職慰労金規程の見直しを行いました。この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益が、268,290千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	40,994千円
長期金銭債権	640千円
短期金銭債務	672,109千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,099,761千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	83,775千円
仕入高	921,286千円
販売費及び一般管理費	355,056千円
営業取引以外の取引高	154,920千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	157,276株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、役員退職慰労引当金、減損損失、未払事業税、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)2.	科目	期末残高 (注)2.
子会社	㈱エイ・エム・シー	所有 直接 70%	医療用ガス等の購入 役員の兼任	管理指導料	23,400	—	—
				事務所等の賃貸	19,680	—	—
				医療用ガス等の購入(注)1.	666,462	買掛金	368,981
子会社	㈱アイ・エム・シー	所有 直接 80%	医療用ガス等の購入 役員の兼任	管理指導料	17,160	—	—
				医療用ガス等の購入(注)1.	331,981	買掛金	185,477
子会社	㈱ケイ・エム・シー	所有 直接 100%	医療用ガス等の 購入	医療用ガス等の購入(注)1.	193,729	買掛金	105,037

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,565円50銭
- (2) 1株当たり当期純利益 208円51銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社星医療酸器  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹原 玄 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 政憲 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社星医療酸器の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社星医療酸器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に反対して除外事項で意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社星医療酸器  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹原 玄 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 政憲 ㊤  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社星医療酸器の2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。  
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。  
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示の不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、重要な虚偽表示であると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項の意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2020年5月29日

株 式 会 社 星 医 療 酸 器 監 査 役 会

常勤監査役 森 敏 浩 ㊟

常勤監査役 森 暁 ㊟

監査役（社外監査役）徳 田 孝 司 ㊟

監査役（社外監査役）石 尾 肇 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ほし まさ なり 星 昌 成 (1933年12月9日生)	1974年4月 当社取締役 1987年6月 当社代表取締役専務 1994年6月 当社代表取締役社長 2005年6月 当社代表取締役会長 2012年6月 当社取締役名誉会長 2014年6月 当社取締役会長 現在に至る	98,620株
2	ほし ゆき お 星 幸 男 (1959年9月3日生)	1994年6月 当社取締役東京事業所長 1996年6月 当社取締役首都圏中部地区担当兼東京事業所長 1999年6月 当社常務取締役首都圏中部地区担当兼東京事業所長 2000年4月 当社常務取締役医療ガス事業本部長 2001年10月 当社専務取締役医療ガス事業本部長 2005年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	179,700株
3	えの もと まこと 榎 本 誠 (1953年11月27日生)	1991年6月 当社取締役北関東事業所長 1997年10月 当社取締役千葉支店長 1998年6月 当社取締役首都圏東部地区担当兼千葉支店長 2000年4月 当社取締役在宅医療事業本部副本部長 2000年6月 当社常務取締役在宅医療事業本部副本部長 2001年10月 当社常務取締役在宅医療事業本部長 2005年6月 当社専務取締役関西・東海地区担当 2011年5月 当社専務取締役九州・関西・東海地区担当 2013年9月 当社専務取締役関西・東海・福岡・宮崎地区担当 2014年4月 当社専務取締役関西・東海地区担当 2015年10月 当社取締役副社長関西・東海・九州地区統括兼購買部長 2017年6月 当社代表取締役副社長兼購買部長兼特販チームリーダー 現在に至る	62,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	ほし ます ひろ 星 昌 浩 (1962年3月28日生)	1994年6月 当社取締役総務部次長 1998年7月 当社取締役社長室長 1999年6月 当社常務取締役社長室長 2005年6月 当社専務取締役社長室長 現在に至る	57,490株
5	も がき ひと お 茂 垣 行 雄 (1959年10月6日生)	2000年4月 当社東京事業所長 2002年4月 当社執行役員東京事業所長 2003年6月 当社執行役員東京地区担当 2004年6月 当社取締役東京地区担当 2005年6月 当社取締役東京・埼玉地区担当 2006年4月 当社常務取締役営業本部長 2010年2月 当社常務取締役営業本部長 兼東京・埼玉地区担当 2014年4月 当社常務取締役営業本部長 兼東京・神奈川・埼玉・松戸・長野・ 山梨地区担当 2017年6月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・ 栃木・埼玉・松戸・西東京・南東京・ 京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区 担当 2018年6月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・ 松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・ 神奈川・長野・甲府地区担当 2019年6月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・ 松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・ 神奈川・長野・甲府地区統括 現在に至る <重要な兼職の状況> (株)ケイ・エム・シー代表取締役	16,031株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	ぬか がり みつ お 額 狩 光 男 (1963年6月7日生)	1994年4月 当社郡山営業所長 1999年10月 当社東北事業所長 2002年12月 当社茨城事業所長 2005年4月 当社執行役員茨城事業所長 2006年6月 当社取締役茨城事業所長 茨城・福島地区担当 2009年4月 当社取締役茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2010年12月 当社取締役千葉・茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2011年5月 当社常務取締役営業副本部長 兼北海道・千葉・茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2011年6月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・千葉・茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2011年8月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・千葉・茨城・福島・東北・栃木・群馬地区担当 2012年11月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・千葉・茨城・神奈川・群馬地区担当 2013年9月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2015年6月 当社常務取締役営業副本部長兼医療設備事業部担当兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2017年6月 当社常務取締役営業副本部長兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2018年6月 当社常務取締役営業副本部長兼北海道・東北・岩手・郡山・栃木・千葉・茨城地区担当 2019年6月 当社常務取締役営業副本部長兼北海道・東北・岩手・郡山・栃木・千葉・茨城地区統括 現在に至る	9,731株
7	こ ぼやし しげる 小 林 茂 (1958年8月26日生)	2002年4月 当社北関東事業所長 2003年10月 当社在宅担当部長 2005年4月 当社執行役員在宅医療事業部長 2006年4月 当社執行役員在宅酸素事業部長 2011年7月 当社上席執行役員在宅酸素事業部長 2013年9月 当社取締役在宅医療事業部長兼鹿児島・山梨・長野地区担当 2014年4月 当社取締役九州地区担当 現在に至る	9,610株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	石田 明己 (1957年9月15日生)	2002年7月 当社介護・福祉機器事業部長 2005年4月 当社執行役員介護・福祉機器事業部長 2011年7月 当社上席執行役員介護・福祉機器事業部長 2014年6月 当社取締役介護・福祉機器事業部長兼施設介護事業部担当 現在に至る	650株
9	鈴木 康之 (1972年5月23日生)	1997年10月 当社横浜営業所長 2000年4月 当社東京事業所長 2003年5月 当社名古屋営業所長 2010年7月 当社名古屋支店長 2014年6月 当社取締役 現在に至る  <重要な兼職の状況> (株)星医療酸器東海代表取締役	2,100株
10	徳永 大輔 (1972年10月19日生)	1997年10月 (株)星医療酸器関西西明石営業所長 2003年5月 (株)星医療酸器関西徳島営業所長 2008年6月 (株)星医療酸器関西取締役 2016年6月 当社取締役 現在に至る  <重要な兼職の状況> (株)星医療酸器関西代表取締役	3,000株
11	早水 和博 (1964年8月10日生)	1989年4月 当社より(株)星エンジニアリングへ出向 1995年10月 (株)星エンジニアリング取締役 2005年6月 (株)星エンジニアリング専務取締役 2015年4月 当社が(株)星エンジニアリングを吸収合併した事により、当社医療設備事業部長 2017年6月 当社取締役医療設備事業部長 現在に至る	8,531株
12	賀集 映二 (1959年10月5日生)	2007年6月 当社総務部次長 2012年4月 当社総務部部长 2018年4月 当社執行役員総務部部长 2019年6月 当社取締役管理本部部长兼有料老人ホーム担当 現在に至る	550株
13	【社外取締役候補者】 八木 雄一 (1979年5月23日生)	2003年10月 三本勝己税理士事務所入所 2005年1月 辻・本郷税理士法人入社 2014年11月 税理士登録 2016年6月 八木税理士事務所開設同所長(現任) 八木コンサルティング(株)設立 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役 現在に至る  <重要な兼職の状況> 八木税理士事務所所長 八木コンサルティング(株)代表取締役	一株

- (注) 1. 八木雄一氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
2. 八木雄一氏につきましては既に1年間当社の社外取締役として、税理士としての専門知識・経験等の知識を十分に経営に活かして頂いております。公正かつ客観的な意見も頂いており、引き続き社外取締役として取締役会の意思決定に適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。  
3. 八木雄一氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。  
4. 各取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役森敏浩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また監査役森暁氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	もり とし ひろ 森 敏 浩 (1960年10月27日生)	2001年4月 当社情報システム部次長 2007年4月 当社情報システム部部長 2009年2月 当社執行役員経営企画室長 2016年6月 当社監査役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ (株)アイ・エム・シー監査役 (株)ケイ・エム・シー監査役 (株)星医療酸器関西監査役 (株)星医療酸器東海監査役	1,700株
2	※ あお き けい いち ろう 青 木 経 一 郎 (1960年1月1日生)	2014年6月 当社財務部長 2016年4月 当社執行役員財務部長 2018年6月 当社執行役員経理部長 現在に至る	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。  
2. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役の森 暁氏に対し、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
もり 森 あきら 暁	2018年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都足立区入谷七丁目11番18号  
当社本社会議室  
電話 (03) 3899-2101(代表)

## ◆株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス第2波、第3波の感染拡大防止の観点から、極力、郵送にて事前の議決権行使を頂きますようお願い申し上げます。
- ・昨年まで株主総会にご出席の株主様にお土産をご用意しておりましたが、本総会より取り止めさせていただきます。予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

## 〈案内図〉

